

## 浜松市公告第428号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年4月5日

浜松市長 中野 祐介

記

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 小型動力ポンプ付積載車2台の購入  
(課名 警防課 契約番号 2024001592)
- (2) 数量 2台
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 浜松市消防局
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

### 2 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件入札に係る特記事項

#### (1) 納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【納期厳守】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認める場合は、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、対象物品が、令和7年3月31日までに納入されないときは、本市は契約を解除するものとし、このときにおいて、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

#### (2) 一部の入札書類についての押印省略

本件入札では、入札参加資格確認申請書、入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、入札書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。

※ 本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

#### (3) 入札書の提出方法の追加等

本件入札では、入札書の提出方法を、従来の「①入札執行日時に入札場所へ持参」しての提出に加え、「②調達課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の2つの方法を認める。各提出方法の詳細は、別記の7で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項目で確認すること。

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格（物品 業種分類 2022車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

#### 4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の2により文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の3によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び仕様書等について

- (1) 契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の4により閲覧及び提供をする。
- (2) 仕様書等に対する質問書は、別記の5により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、別記の5により入札執行日の前3日間浜松市役所調達課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

#### 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

#### 8 入札方法等

- (1) 契約担当課が求めた場合には、第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した物品購入等内訳書を提出すること。  
なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務生じるものではない。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算

した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 9 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において2に掲げる参加資格を失った者の行った入札

- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

### ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

## 11 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

## 12 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

## 13 入札及び契約担当課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ

電話 053-457-2171

FAX 050-3730-3713

E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 【 別 記 】

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年4月5日（金）から 令和6年4月17日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）  
（持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。）
- (3) 提出先 浜松市役所財務部 調達課 053-457-2171
- (4) 様 式 市長が定める様式とする。
- (5) そ の 他

ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の7に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

### 2 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

#### (1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送 （※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール （※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）

#### (2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和6年4月19日（金）午後1時から令和6年4月25日（木）までの間に、調達課で受け取ること。（12項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和6年4月19日（金）に発送又は発信する。

### 3 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

#### (1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X又は電子メールで提出すること。

#### (2) 要求期限

令和6年4月23日（火）午後5時まで（提出先に必着）

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

#### 4 仕様書等の閲覧及び提供

(1) 提供方法

浜松市ホームページに掲載

(2) 提供期間

令和6年4月5日(金)から令和6年4月25日(木)まで

#### 5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年4月17日(水)午後5時まで(提出先に必着)

(持参の場合は、12項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

浜松市役所財務部 調達課

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年4月19日(金)から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

#### 6 入札執行日時等

(1) 日 時 令和6年4月26日(金)午前10時00分

(2) 場 所 浜松市役所財務部 調達課 入札室

#### 7 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参(以下「事前提出」という。)

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和6年4月22日(月)から令和6年4月25日(木)まで

(12項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 提出先 浜松市役所財務部 調達課

ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア 受領期限 令和6年4月22日(月)から令和6年4月25日(木)まで(必着)

いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ 送付先 浜松市役所財務部 調達課(13項に記載のとおり。)

ウ その他 別紙「入札(見積合せ)の注意事項(物品購入用)」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

## 公 用 車 仕 様 書

契約No	件名	2024001592 小型動力ポンプ付積載車2台の購入
業 種		2022 車両・運搬機器類
納入期限		令和7年3月31日(月)
納入場所		浜松市消防局 浜松市中央区下池川町19-1
目 的		災害活動に使用するため、消防車両を購入するもの。
品 名		特殊自動車
数 量		2 台
ミッション		マニュアルトランスミッション
燃料形式		軽油自動車
装備等		仕様書のとおり
塗装等		仕様書のとおり
排出基準 燃費基準等		仕様書のとおり
注意事項		自賠償保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。
お問い合わせ先		警防課機械装備グループ 担当 曾根春寿
		TEL 053-475-7531 FAX 050-3537-8983

- \* 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。
- \* 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

令和6年度

小型動力ポンプ付積載車

仕様書



浜松市



## 第1 総 則

### 1 適用範囲

この仕様書は、浜松市が令和6年度に購入する小型動力ポンプ付積載車（以下「積載車」という。）について適用する。

### 2 条 件

(1) 製作は、本仕様書によるほか「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号）」を準拠すること。また、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、ISO認証を取得した品質管理システムにて製造が行われていること。

(2) 完成車は、「道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）」及び「道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」に適合し、かつ、消防用緊急自動車として承認が得られるものであること。

(3) 各部の構造及び各種装置は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み消防活動に十分耐えられるものであるとともに、使用取扱上の安全性及び操作性も考慮したものであること。

(4) 本仕様書について疑義が生じた場合、または変更の要を認めたときは、直ちに浜松市に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。なお、不審な点は浜松市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。契約後に生じた疑義は、全て浜松市の解釈に従うものとする。

(5) 車両総重量は、3,800kg程度であること。

また、可能な限り車両を軽量化し、自動車検査証に記載される車両総重量がシャシの許容限度に近くなるよう、資機材の積載方法及び配置を打合せにおいて決定すること。

### 3 規 格

(1) この積載車は、ダブルキャビンシャシのキャブ後方に資機材収納庫と可搬式消防ポンプを装備するものとする。

(2) 装備品及び積載品は新規の製品であり、検定・承認・許可等を必要とするものにあつては、それに合格したものであること。

(3) 艤装に使用する材料は、すべて日本産業規格に適合したものをを使用すること。

(4) 主要材料の材質は、次のとおりとすること。

ア 骨組等主要構造物は、一般構造用圧鋼材とすること。

イ 使用する縞板は、統一した模様及び表面処理すること。

(5) その他の艤装材料は、次のとおりとすること。ただし、これによりがたい場合で浜松市が承諾したものは、この限りでない。

ア 合成樹脂製品は、難燃性のものを使用すること。

イ ゴム製品は、耐油性の合成ゴムを使用すること。

### 4 検査及び試験

(1) 中間検査は、装備品を取り付ける直前に実施し、検査申請は書面をもって行うものとする。

(2) 走行検査は、完成検査前に全装備で行い、結果の書面をもって行うものとする。

(3) 完成検査は、浜松市の検収者と受注者が立会いのうえ実施し、浜松市が合格と認めた場合引渡しを受けるものとする。不合格と認めた箇所については、直ちに修復のうえ、再検査を受けること。

(4) その他、浜松市が検査を必要と認めた場合は、随時行うものとし、必要書面を速やかに提出すること。

## 5 納入

- (1) 完成車両の納入場所については、浜松市が指定する。
- (2) 納入に際し、受注者は十分な点検整備を行っておくこと。
- (3) 納入期日は、令和7年3月31日（月）とする。

## 6 保証

- (1) 保証期間は、メーカー及び艀装受注者の定めた期間（納入後から起算して12ヶ月以上）とし、当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。以下同じ。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替えその他必要な措置を講ずること。なお、保証期間満了後であっても、構造又は製作にかかる技術に起因した不備欠陥による故障等の場合は、受注者の責任においてすべて無償で修理するものとする。
- (2) 納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。なお、年末年始等、休日におけるサービス体制も提出すること。
- (3) 受注者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理等の対応ができるものとするため、車両の現状確認を4時間以内、修理対応を12時間以内を実施するものとする。なお、車両の現状確認とは、当該故障箇所を確認した上での修理内容の回答を意味し、修理対応とは、部品交換等の修理着手（緊急自動車としての運行が行えるよう回復させる応急処置を含む）を意味する。
- (4) 車両整備上必要な部品は、納入後19年以上確保し、浜松市から要求があれば迅速に供給できること。

## 7 発注台数

発注台数は2台で、浜松市消防団天竜支団天竜方面隊天竜第7分団（相津）、浜松市消防団天竜区団水窪方面隊水窪第1分団（神東）へ配備されるものとする。

## 8 技術指導

- (1) 受注者は、技術指導のため車両納入後に、浜松市の指示する日時に指導員を派遣し次の事項について指導すること。
  - ア 車両全般  
車両の取扱、各種スイッチ類に示す機能の説明及び点検箇所
  - イ 可搬ポンプ全般  
ポンプの諸元性能、ポンプ操作等
  - ウ その他  
積載品等（資機材等）で浜松市の要望に応じ、技術指導を実施すること。
- (2) 技術指導日時、回数については別途協議の上、決定する。
- (3) 講師等の派遣費用については、受注者が負担すること。

## 9 補則

- (1) 新規登録費用

新規登録に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、自動車賠償責任保険、自動車重量税及び自動車再資源化預託金（自動車リサイクル料金）の費用については浜松市が負担する。

(2) その他の施工

本仕様書に定めない事項についても、メーカー及び納入業者の公表した仕様及び機能上、工作上、当然必要と思われるものは施工すること。

## 第2 提出書類

### 1 艀装承認

契約後、受注者は制作上の細部について浜松市と打合わせを行い、速やかに次に掲げる図書を提出し、承認を受けた後に製作を行うこと。なお、それぞれ2部提出、承認後1部を受注者に返却する。

(1) 製作工程表

(2) 諸元表（シャシ・ポンプ）

(3) シャシ3面図（前面、側面、上面）

(4) 製作図

ア 艀装外観図（5面図）

イ 骨組全体図

ウ 電気配線系統図・電気配線図

エ キャブ内配置図

オ 艀装配置図

(5) その他浜松市で指示するもの

### 2 緊急自動車指定申請

緊急自動車指定申請手続きは浜松市が行う。受注者は自動車登録検査を受けようとする日の4週間前までに次に掲げる書類を各3部浜松市に提出すること。また、車両納入日の2週間前に自動車登録検査を完了させ、自動車検査証の写しを1部浜松市に提出すること。

(1) 車体艀装図（赤色警光灯を朱塗りすること）

(2) 改造自動車審査申請書（写し）

(3) 写真（前後左右・カラー）

(4) 譲渡証明（写し）

(5) 契約書（写し）

### 3 納入時

次に掲げる書類を提出すること

(1) 取扱説明書（シャシ・ポンプ・各装備品） 1部

(2) ポンプ性能試験成績表 2部

(3) 受託評価合格プレートの写し、検定又は鑑定証の写し 2部

(4) 保証書 1部

(5) 完成図書 2部

ア 艀装外観図（5面図）

イ 骨組全体図

- ウ 電気配線系統図
- エ シャシ及び製作工程に基づくシャシから完成車までの状況を撮影したもの
- (6) 完成写真 2部
  - ア 完成車両各部
  - イ 完成時全体（4面、上面）
- (7) その他浜松市が指示するもの。

### 第3 仕様

#### 1 シャシ

##### (1) 規格

- ア 艀装荷重及び使用に耐え得る1.45トン級ダブルキャビンシャシとし、令和6年度に制作された最新型式のものを使用するものとする。
- イ 最新の排気ガス規制の基準を満たしたものとする。

- (2) ホイールベース 2m以上
- (3) 乗車定員 6人
- (4) 変速機 マニュアルトランスミッション
- (5) 駆動方式 4輪駆動
- (6) エンジン
  - ア 種別 ディーゼル
  - イ 出力 106kw（144ps）以上
- (7) 装備品
  - ア 操舵装置 右ハンドル、パワーステアリング付
  - イ 後退警報機 後退警報ブザー（車両標準品）  
電子アラーム・合成音声（左折・後退）
  - ウ 後方確認ミラー
  - エ コーナーミラー 車両左前確認用
  - オ エアコンディショナー 純正品
  - カ オルタネーター 純正品
  - キ バッテリー
    - (ア) 75D23規格以上
    - (イ) バッテリーは、専用収納部に設け、バッテリー液の点検・補充及び交換が容易な構造とすること。
  - ク タイヤ スタッドレスタイヤ（ホイール付） 1式
  - ケ 予備タイヤ 上記同仕様品 1本
  - コ サイドバイザー キャビン全ドア4箇所
  - サ 泥除け 全輪
  - シ カーラジオ 純正品
  - ス 集中ドアロック
  - セ その他 メーカー公表標準仕様

(8) 完成車体寸法・重量

- ア 全長 5.0m程度
- イ 全幅 1.7m程度
- ウ 全高 2.3m程度
- エ 重量 3800kg程度

(9) 燃料配管

- ア 燃料配管とエンジン部及び燃料配管と燃料タンク部の接続は、耐熱性及び可とう性のある配管とすること。
- イ 配管は、電気配線等との接触を避けること。
- ウ 車両フレーム貫通部及びその他の取付ナット、ボルト等と干渉しないこと。

(10) 排気管

排気管は、デパーチャ角に影響しない範囲限界まで車両後方に延長し、排気管及び消音器の放熱が、艀装物、燃料配管及びブレーキ配管等に支障をきたすことのないよう、遮熱板等により処理すること。

なお、排気ダクト吸入部との関係を確認し、必要に応じ、排気管延長等の措置を講じること。

2 電気配線

- (1) 艀装配線は、エンジンスタータースイッチACC及びONに連動し通電すること。
- (2) 各配線及び電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け、整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とするとともに、雨水のかかる部位及びフレームより下方の端子は、防水処理を施すこと。
- (3) 熱の影響を受ける部分については、耐熱性ケーブルの使用及び遮熱板の取付等の断熱処理を施すこと。
- (4) 配線の貫通する部分、キャブ内床面等でケーブル摩耗等のおそれのある部分は、グロメット、保護管等により摩耗防止処理を施すこと。
- (5) 電気部品及びこれらの結合部分は、JIS C-0920（日本工業規格 電気機械器具の防水試験及び固形物の浸入に対する保護等級）保護等級1（防滴Ⅰ型）または保護等級2（防滴Ⅱ型）と同等であること。ただし、水密部またはこの処理を必要としない部位についてはこの限りではない。
- (6) 各配線は、絶縁性及び可とう性に優れたもので、JASO（自動車技術会規格 自動車部品－低圧電線－）に基づくものを色分けして使用すること。
- (7) ヒューズは、JASO（自動車技術会規格 自動車部品－ヒューズ－）に基づくものを使用すること。
- (8) 各電装品は、シャシ標準ヒューズボックスまたは増設ヒューズボックスに接続すること。
- (9) 増設ヒューズボックスを設ける場合は、ブレードヒューズ型とし、工具を使わずに脱着可能な保護カバー（前面に「ヒューズ」表示付）を取付けること。
- (10) 端子露出部は、被覆保護を実施すること。
- (11) ヒューズ及び配線は電気機器ごとに設けること。ただし、浜松市が承諾した場合は共有することができるものとする。

3 積載可搬ポンプ

- (1) ポンプ

ア 形 式	片吸込1段タービンポンプ	
イ 性 能	B-3級	
ウ 真空ポンプ	オイルレス式4翼偏心ロータリー真空ポンプ自動吸水式（大型ストレーナー付）	
エ 吸水管口径	消防用ネジ式結合金具（呼び75）	J I S - B - 9 9 1 2
オ 放水管口径	消防用ネジ式結合金具（呼び65）	J I S - B - 9 9 1 2
カ 放 水 弁	ボールバルブ式（オプティバルブ）	
キ 放水管根本接手	差込式結合金具（呼び65）	J I S - B - 9 9 1 1

(2) 機関

ア 形 式	水冷4ストロークガソリン（冷却水還流式大型ストレーナー付）	
イ 点火方式	C D I式	
ウ 潤滑方式	ウエットサンプ	
エ 始動方式	セルスタータ・リコイルスタータ併用式	
オ 燃料供給方式	電子制御燃料噴射	
カ バッテリー容量	12V 16Ah/5h以上	
キ 保安装置	オーバーヒート防止装置（自動復帰機能付） 油圧低下警告装置（回転制御機能付） 吸水不能時警告装置 過回転防止装置（電子ガバナ）	

(3) 性能

	規格	高圧
ア 放水圧力	0.55 MPa以上	0.8 MPa以上
イ 放水量	1.13 m <sup>3</sup> /min以上	0.78 m <sup>3</sup> /min以上
ウ 最大吸上高さ	約 9 m	

4 車体艙装

- (1) 座席は、シャシ固有の鋼板製のキャブオーバーダブルシート型とし、前向きで、各座席にシートベルトを取り付けること。また前座席の進行方向右側を運転席、左側を助手席とする。  
なお、運転席及び助手席のシートベルトは3点式とすること。
- (2) 荷台両側及び後方にシャッター式の資機材収納庫を設け、内部に棚を作成し、ホース、資機材の収納棚と固定装置及び可搬ポンプ昇降装置を設けること。積載方法の詳細は打ち合わせにおいて決定する。
- (3) 資機材収納庫の上は縞板とし、手すりパイプを設けること。
- (4) 車両後部全面に乗降用ステップを設けること。
- (5) 走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すり及びシートベルト並びに車両積載部に安全に乗降できる握り棒及び手すりを設けること。
- (6) 小型動力ポンプ及び必要な付属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定でき、かつ容易に積み降ろしができるものであること。
- (7) 両側の資機材収納庫にホース棚を設置し、容易に積み降ろしができるものであること。
- (8) 資機材収納庫内に庫内を有効に照らすよう照明を複数設けること。
- (9) 車体前部中央に消防団章（150mm台座付）を取付けること。
- (10) キャビン上部指定位置に、散光式赤色警光灯（スピーカー内蔵型）を取付けること。

- (11)キャビン内部指定位置に、次の装置を取付けること。
- ア ラジオ、電子サイレンアンプ及び各種スイッチ類を取り付けること。  
なお電子サイレンアンプは、散光式赤色警光灯内蔵スピーカーから音声を取り出す構造とすること。
  - イ ステンレス製の隊員用握り棒を前座席後部に設け、フック 6 個及び地図等収納箱を取付けること。
  - ウ 防火衣及びヘルメット用の可倒式フックをキャビン内後部に 5 箇所以上設けること。

(12)燃料タンクを適当な位置に取付けること。

(13)車体前後に、はずれ止め付の牽引フックを各 1 個設けること。

なお、強度及び構造上、取付が困難である場合はこの限りではない。

(14)次の装備品について、固定装置を設けること。

なお、固定装置は、取付けに容易であり、かつ、十分な強度と耐久性を持つものとする。

- ア 吸管
- イ 消火栓開閉金具
- ウ 管そう
- エ ストレートノズル
- オ とび口
- カ 金てこ
- キ 消火栓蓋開閉金具
- ク 二つ折りはしご
- ケ 車輪止め
- コ 消火器
- サ ホースブリッジ
- シ ホース背負い器
- ス 移動照明器具
- セ 燃料携行缶
- ソ その他、指示したもの

(15)車体上部指定位置 1 箇所に照明灯を設け、伸縮式ポールタイプ（手動で旋回、伸縮、角度調整可能）で取付けること。

## 5 塗装及びメッキ

- (1) メッキ、ステンレス及びアルミ部分を除く全ての金属部分には塗装を施し、露出部分がないようにすること。
- (2) 車体は、特殊化学薬品にて錆落としの上、リン酸塩被膜を形成後、プライマ、パテ、水研、サフェーサを行い熱風乾燥炉にて乾燥させてから消防自動車色の朱色（樹脂系塗料 日本塗料工業会規格 1 4 5 スカーレット）をウレタン系塗装にて 3 回以上吹き付けを行い、さらに熱風乾燥炉にて乾燥させること。
- (3) 車体下回りは黒色吹き付け塗装すること。

## 6 記入文字等

- (1) 記入文字は次のとおりとする。

位 置	天竜第7分団 (相津)	水窪第1分団 (神東)
左右後部ドア(上段)	浜松市消防団	浜松市消防団
左右後部ドア(下段)	天竜第7分団	水窪第1分団
標識灯	天7-5	水1-3
積載品(浜松市指定)	R6-天7	R6-水1
車体後部(シャッター)	天竜7	水窪1

※積載品記入文字について、個数が2個以上の場合、整理番号を記入すること。

記入例： 年度 分団 整理番号

R6 - 天7 - 1

(2) 記入文字の色、字体等は次のとおりとする。

位 置	色	字 体	サイズ
左右後部ドア(上段)	白色	浜松ビジュアルアイデ ンティティデザイン	120mm×120mm
左右後部ドア(下段)	白色		120mm×120mm
標識灯	黒色	丸ゴシック	適宜
積載品	白色	丸ゴシック	適宜
車体後部(シャッター)	青色	丸ゴシック	適宜

※左書きとすること。

※表中のサイズについては、状況に応じて変更できることとする。

※字体の「浜松ビジュアルアイデンティティデザイン」が作成できない場合、「新ゴ・ファミリー」で代用することができる。

(3) スイッチ類、計器類、バルブ、コック類、操作装置等には、名称及び開閉方向等のほか、必要に応じて許容条件又は注意事項等を記入した銘板等を設けること。

(4) 各ドア、ステップ等の開口部周囲に接触防止用の黄色反射テープを貼付する。

## 7 装備品、取付品及び付属品の仕様

(1) 別表一覧に示すものを、本文中の指定の積載場所に従い備えること。

(2) 装備品は、災害現場での活動を考慮し、即使用可能な状態で設定し積載すること。

(3) 本仕様書に明示されていない収納方法及び場所等は、浜松市と調整し決定すること。



本体・付属品（※印 取付装置を含む）

No.	品名	規格	数量
1	シャシ	1.45トン級ダブルキャビンシャシー、ディーゼルエンジン、四輪駆動、MT、パワステ、エアコン、集中ドアロック	1式
2	標準艀装	荷台箱型3面シャッター、上部1段手すり、後部ステップ	1式
		後部折畳み式足掛け	1式
		ホース棚	1式
		積載品収納棚	1式
		積載品固定装置	1式
		積載庫内各部に照明取付	1式
	塗装、ステッカー	1式	
3	無線機取付枠及び配線	指定場所への配線を含む	1式
4	※可搬ポンプ積載装置	電動昇降装置	1式
5	可搬ポンプ	B-3級（投光器・三脚・充電器・工具）逃し弁媒介付	1式
6	※吸管	75mm×6m・取付金具付	1本
7	吸管ストレーナー	ポリプロピレン製	1本
8	吸管ちりよけ籠	ポリプロピレン製	1個
9	吸管ロープ	10mm×12m ナイロン製	1本
10	吸管枕木	ゴム製	1個
11	※ディスクストレーナー	エルボ型	1式
12	赤色警光灯	キャビン上部（NF-ML-VB2M-HA1）同等品	1式
		フロントグリル付近2カ所（LFA-50）同等品	1式
		車両後部2カ所（LFA-100）同等品	1式
13	モーターサイレン	自動吹鳴装置付（サイレン本体は赤色警光灯に内蔵）	1式
14	電子サイレン	TSK-D151又は同等品（右左折後退音声連動）	1式
15	サーチライト	LED式 保護枠手元スイッチ付	1式
16	作業灯	左右シャッター開口部上各1ヶ所（LIA-200）同等品 スイッチ取付	1式
17	後退警報機	電子アラーム（ON/OFFスイッチ）	1式
18	標識灯	黄色地、黒文字（赤色警光灯一体型）	1式
19	消防団章	150mm台座付き	1個
20	可倒式フック	キャビン内5ヶ所	1式
21	後席隊員用握り棒	ステンレス製、S字フック6個付き	1式
22	バッテリー自動充電装置	マグネット式、可搬ポンプのバッテリー自動充電も兼ねる。	1式
23	ホース	65mm（1.3MPa）（低圧力損失ホース）	20本
24	ジェットシューター	ジェットシューターS又は同等品	10式
25	ウォーターチャージャー	65mm用25A2口用 1個	1式
		差込式金具付ビニルホース 2本	
		25A×20mホース噴霧ノズル付 2本	
		シャットオフボールバルブB0-65 1個	
26	※消火栓開閉金具	分割式	1式
27	※管そう	65mm 管そう PP-65A・EXS・L	1本
		65mm 無反動管そう PL-65A	1本
28	ノズル	ダブルコンブーストノズル NV-65W・BT	2個
		※ストレートノズル 20mm、23mm 各1本	1式
29	※とび口	1.8m	2式
30	※金てこ	長さ900mm 六角棒	1式
31	※消火栓蓋開閉金具	36型	1式
32	剣先スコップ	(AKレスキューバッグ)	1式
33	大ハンマー		
34	ボルトクリッパー		
35	おの		
36	掛矢		1式

37	※二つ折りはしご		1式
38	※車輪止め		1対
39	※消火器	自動車用（ABC粉末6kg型）	1本
40	媒介金具	6.5mm差込オス×6.5mm差込オス 軽合金製	2個
		6.5mm差込メス×6.5mm差込メス 軽合金製	2個
		6.5mmメスネジ×6.5mm差込オス 軽合金製	1個
		7.5mmメスネジ×6.5mm差込メス（引揚金具付） 軽合金製	1個
41	スタッドレスタイヤ	ノーマルタイヤと組替え	1式
42	タイヤチェーン	金属製	1式
43	※ホースブリッジ	軽量型	1対
44	※ホース背負器	6.5mmホース2本用	1式
45	保安指示灯	FS-10（赤色）又は同等品	5本
46	反射ベスト	消防団用ベスト	5着
47	ホース搬送固定バンド	BE-007	10式
48	※分岐管	6.5・5.0mm用マルチ	1式
49	※照明器具	充電式LEDスタンドライト ML805又は同等品	1式
		スタンドライト用三脚	1式
		バッテリー BL1860B又は同等品	1式
		充電器 DC18SH又は上記バッテリーに適合するもの	1式
50	※燃料携行缶	ガソリン用 縦型又は横型（10ℓ）	1缶
51	停止表示板	三角型	1式
52	折りたたみコーン		4式
53	スペアタイヤ	スタッドレスタイヤ（応急タイヤの場合を除く）	1本
54	ホイールレンチ	車両標準品	1式
55	車両用ジャッキ	車両標準品	1式
56	車両キー	車両標準品とスペアキー	4式
57	フロアマット	ゴム製	1式
58	車両整備工具	車両標準品	1式
59	点検ハンマー		1式
60	プースターケーブル	5m以上	1式
61	予備電球・ヒューズ	使用規格各種1個以上	1式

・別表に掲げる項目のうち、指定のある製品については、指定品または同等品以上とする。